

広報

くにみ

3

2000

平成12年3月15日………No.321

目次

介護保険スタート……………	2
県の事務一部が町へ移譲……………	6
大分国見町から友好の使者……………	8
インフォメーション……………	14
生涯学習つうしん……………	16



一年間、ともに遊び、ともに学んだ森江野幼稚園の園児23名は、4月からは一年生として、森江野小・大木戸小・大枝小の3つの小学校にそれぞれ入学します。3月4日には「お別れ会」を開き、ながよく過ごしたこれまでを振り返り、思いでの1ページを心に刻みました。春を迎える3月は、別れの季節でもあります。

4月からは
各小学校へ

お別れ会

介護保険4月スタート

町保健福祉事業も充実

介護保険制度が、いよいよ四月一日からスタートします。これまで町では「第二次国見町高齢者保健福祉計画及び国見町介護保険事業計画」の策定を進めながら、円滑な介護保険制度の導入と、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指した町保健福祉事業を検討してまいりました。

今回は平成十二年度から実施される、介護保険制度と、その保険対象外として町で実施する保健福祉事業の概要についてお知らせいたします。

国見町ではこれらの施策を着実に実践することにより、「高齢化社会に対応できる健康で安心の町づくり」を目指してまいります。



保険料の基準月額額は1、800円

平成十二年度から十四年度までの三年間にどのくらいの介護サービスが必要となるか。また、そのサービスを供給するには三年間にどのくらいの費用が必要となるか。様々なデータを分析し、一定のルールに基づいて算出されたのが、六十五歳以上の高齢者（第一号被保険者）の保険料です。

介護保険事業計画等策定委員会の審議、介護保険運営協議会の答申、そして、議会の議決を経て、国見町の六十五歳以上の高齢者の保険料は、

65歳以上の方の保険料

軽減される方	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 基準額×0.5 年額10,800円
	世帯全員が町民税非課税 基準額×0.75 年額16,200円
基準額を支払う方	本人が町民税非課税 基準額 年額21,600円
割り増しの保険料を支払う方	本人が町民税課税で所得が250万未満 基準額×1.25 年額27,000円
	本人が町民税課税で所得が250万以上 基準額×1.5 年額32,400円

基準月額千八百円、年額で二万千六百円となりました。保険料は、本人及び家族の所得に応じて5段階になります。

介護保険制度のあらまし

介護保険制度は、40歳以上の全国民が毎月の保険料を納めて、寝たきりや痴ほうなどで介護が必要になったときに、各種サービスはその保険を利用して受けられる制度をいいます。

この保険では、◆65歳以上の人（第1号被保険者）は原因はどうであれ、日常生活で介護や支援が必要であると判断されれば、サービスを受けることができます。◆40歳から65歳までの人（第2号被保険者）がサービスを受ける場合は、痴ほうや脳血管障害などといった「老化に伴う疾病」が原因であることを条件としています。

介護保険は、利用にあたり申請が必要なことや、介護の必要度を6段階で認定を受けるなどの要件があります。

介護サービスを利用するまでの手順

申請が必要な方

日常生活において介護や支援が必要になったら

- 65歳以上の方（第1号被保険者）で、寝たきりや痴ほう、虚脱などで入浴、排洩、食事などの日常生活において介護や支援が必要な方
- 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で、老化が原因とされる特定疾病により、介護が必要な方

申請

要介護認定の申請が必要です。

調査

介護が必要な状況が調査

町が行うほか、社会福祉協議会、在宅介護支援センターへ委託して行います。

●調査員が家庭等を訪問し、本人の心身の状況について、金銭・高齢の調査等により調査し、コンピュータによる判定を行います。

医師の意見書

保険料の納め方は

●65歳以上の方(第一号被保険者)

六十五歳以上の高齢者の場合は、年金の年額が十八万円以上の方は、年金から天引きになります。

また、年金の年額が十八万円未満の方は、個別徴収となり、七月から二月までの毎月八回(十二年度は十月から二月までの毎月五回)に分けて、口座振込み等により、町に納めていただきます。



●12年度の納入額は4分の1

介護保険制度の円滑な導入のため、国は特別対策を講じます。

十二年四月より、六十五歳以上の保険料を九月までの半年間は徴収しない。また、その後十月から一年間は、保険料を二分の一に軽減するものです。

町でも、この高齢者特別対策を実施するため、平成十二年度の高齢者の保険料は、年額の四分の一、平成十三年度の高齢者の保険料は、四分の三の額になります。

●40歳以上65歳未満の方(第二号被保険者)

保険料は、加入している医療保険によって異なり、それぞれの算定方式に基づいて算定され、現在支払っている医療保険料と一括して納めていただきます。



国民健康保険加入者の保険料は、所得割率、資産割率、および被保険者均等割額、世帯別平等割額を設定し算定します。国保加入者の十二年度の保険料月額は、一人平均千三百円となり、国民健康保険税と一括して納めていただくこととなります。

介護サービスの利用料は費用の二割負担です。

介護サービスの利用者はサービス費用の二割を支払います。また、施設でのサービスを利用する場合、一割負担のほかに食費を負担することになります。

●負担額が高額になったら

利用者負担が著しく高額になった場合には、上限があり、これを超えた分について、申請によりあとで町から高額介護サービス費として支給されます。

利用者負担の上限

区分	負担上限額
下記以外	37,200円
町民税非課税世帯	24,600円
高齢福祉年金受給者等	15,000円

介護認定審査会(三町で設置)

どのくらいの介護が必要かを審査。

●コンピューターによる判定結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会で介護や日常生活に支援が必要な状態かどうかの「どのくらいの介護を必要とするか(要介護)」を第2号被保険者については老化によるものかについて審査判定されます。



自立(非該当)

要支援・要介護認定

認定を受けても家族介護慰労金など5ページD表の支援、A表の○の事業が受けられます。

介護度区分及び利用限度額

要介護度	利用限度額(月額)
要支援(社会的支援)	61,500
要介護1(部分的介護)	165,800
要介護2(軽度の介護)	194,800
要介護3(中程度の介護)	267,500
要介護4(重度の介護)	306,000
要介護5(最重度の介護)	358,300

保健福祉事業

●介護保険によるサービスは受けませんが、4ページのA表町の保健福祉事業により対応します。

サービスの利用

(利用されるサービスは5ページC表のとおり)

一割の負担でサービスが利用できます。

●認定がなされると、すぐに介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族の希望を聞きサービス(内容は5ページC表)を組み合わせて、介護サービス計画を作ります。

介護サービス計画の策定(社協・在介等)

国見町介護保険事業及び保健福祉事業

(B表)現行保健福祉サービス

居宅サービス	
ホームヘルプサービス事業	
ショートステイ事業	
デイサービス事業	
入浴サービス事業	
日常生活用具給付事業	
訪問看護	
保健サービス	
訪問医療	
訪問指導	
機能訓練	
施設サービス	
特別養護老人ホーム	
老人保健施設	
養護老人ホーム	
その他のサービス	
紙おむつ給付事業 (寝たきり半年以上、月5,000円分相当、補助)	
介護者慰労金贈呈事業 (寝たきり半年以上、年額20,000円、町単)	
寝たきり一人暮らし老人員興金 (寝たきり年8,000円、一人暮らし年5,000円、町単)	
寝具乾燥事業 (寝たきり一人暮らし老人対象、年2回実施、補助)	

(A表)町で行う保健福祉事業

○軽度生活援助事業	(新規)
自立支援ホームヘルプサービス事業	(新規)
生活支援ショートステイ事業	(新規)
○外出支援サービス	(新規)
生きがい活動支援通所事業	(新規)
老人日常生活用具給付等事業	
配食サービス事業	(新規)
高齢者共同生活支援事業	(新規)
○寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	
住宅改修指導事業	(新規)
転倒予防教室	(新規)
訪問医療	
訪問指導	
機能訓練	
○訪問理美容サービス事業[予定]	(新規)
痴呆予防・介護予防教室	(新規)
高齢者食生活改善事業	(新規)
家族介護教室	(新規)
家族介護者交流事業	(新規)
家族介護ヘルパー受講支援事業	(新規)
養護老人ホーム	

(○印の事業については、要支援・要介護の方も利用できます。)

- 自立支援ホームヘルプサービス事業：虚弱などの身体上又は精神上の障害のある高齢者に対し、家事援助を中心としたサービスです。
- 軽度生活援助事業：軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を可能にします。
- 生きがい活動支援通所事業：家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練から趣味活動等の各種サービスを提供します。
- 外出支援サービス：移送用



新たに生きがい活動支援通所事業として運営されることになる、デイサービス事業

保健福祉事業の概要

居宅サービスの主なもの

車両により生きがいデイサービス等の送迎を行います。

介護保険制度でサービスを受けられるのは、あくまでも要介護・要支援の認定を受けた方のみです。このため町では自立と認定された方や一人暮らし高齢者などで、何らかの支援が必要なる方を対象に、県の補助事業を活用し保健福祉事業を実施します。

保健福祉事業は、上記のA表にあるように、生きがい活動支援通所事業や軽度生活援助事業などがあり、また、要介護者や家族介護者には、D表にあるように、低所得者への利用助成や家族介護慰労金支給事業があります。これらについては県の施策に加え、町が独自に導入する事業等積極的に取り組んでいきます。

介護保険の導入とともに、町保健福祉事業を展開することにより、両輪で高齢者福祉サービスを推進し、更に充実したものへと努めて参ります。

新たな町保健福祉事業を展開 介護保険と両輪で推進

平成12年度以降の

(C表)介護保険で受けるサービス

居宅サービス	
訪問介護 (ホームヘルパー)	←
短期入所生活介護 (ショートステイ)	←
通所介護 (デイサービス痴呆型)	←
訪問入浴介護	←
福祉用具貸与	←
訪問看護	←
居宅療養管理指導 (医師等による管理指導)	
短期入所療養介護	
訪問リハビリテーション	
通所リハビリテーション	
痴呆対応型共同生活介護	
特定施設入所者生活介護	
居宅介護住宅改修	
居宅介護支援	
施設サービス	
介護老人福祉施設 (特養ホーム)	←
介護老人保健施設 (老人保健施設)	←
介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	

(D表) 要介護者等に対する支援等

家族介護用品の支給 (紙おむつ等の支給) (補助)	←
家族介護慰労事業 (慰労金の贈呈) (町単)	←
家族介護慰労金 (10万円支給) (補助) (介護度4・5、低所得者、1年間サービス利用無)	←
訪問入浴介護利用者負担金助成 (町単)	←
施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置 (補助)	←
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する経過措置 (補助)	←
社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担の減免に対する助成 (補助)	←

要介護者等に対する支援

- 家族介護慰労事業 (慰労金の贈呈) : 重度の在宅高齢者を介護している家族へ慰労金10万円を贈呈します。
- 訪問入浴介護利用者負担金助成 : 訪問入浴介護を利用した要介護高齢者について、毎月一回目の利用者負担金を助成します。
- 施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置 : 低所得世帯で、訪問介護を利用した高齢者について、利用者負担を当面3%とします。

要介護認定申請はお済ですか

介護サービスの利用を希望する場合は要介護認定の申請をする必要があります。申請の受付は昨年(平成11年)の10月から始まっており、二月末までに一八七件の申請がありました。申請は随時受け付けています。

すので、保健福祉課に早めに申請してください。



ケアプラン作成をお忘れなく

要介護認定の申請を行った方には認定結果の通知を送付しています。通知が届いたら、利用するサービスの計画を立てる必要があります。この計画を居宅サービス計画(ケアプラン)といえます。

居宅サービス計画は自分で作ることもできます。事業者に依頼(作成は無料)して作ることもできます。この事業者は在宅介護支援事業者とい、町内では次の事業者に依頼することができます。

- 国見町内の事業者
- 社会福祉法人 国見町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- 国見町在宅介護支援センター

☎(585)3403
☎(585)2331

介護保険証を交付します

次に該当する方へ、3月下旬に介護保険の保険証をお届けします。

▶対象

- ① 4月1日現在で65歳以上の方全員
- ② 40歳以上65歳未満で要介護認定の申請をした方
- ※ 5月2日以降に65歳になる方については随時送付します。また、交付対象者で要介護認定の申請をしている方は、認定結果通知書と一緒にお届けします。

▶保険証を使用するとき

- ① 要介護認定の申請をするとき
- ② 居宅サービス計画の作成を事業者者に依頼するとき
- ③ 介護サービスを利用するとき
- ④ 保険給付の支給申請をするとき
- ⑤ 保険料や利用料の減免を申請するとき
- ※ 介護保険証は個人ごとに交付します。万が一、届いた保険証の内容に違いがあったときは、保健福祉課まで申し出てください。

介護保険被保険者証	
有効期限	
番号	
姓	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
交付年月日	
保険者番号 並びに支店 番号の6桁と ひび	国見町

介護保険制度及び保健福祉事業
についての問い合わせは

保健福祉課福祉係まで

☎585-2793

県の事務

12分野で町に移譲

地方分権推進一括法案が昨年七月に成立し、今年四月一日より施行されます。これによりこれまで国が行ってきた業務や権限の一部が県へ、県の事務の一部が町へ移管されます。

これまでの市町村・県の仕事の多くは、国が細かく定めた計画や制度の枠組みの中で、国の関与を受けながら進められてきました。その結果、市町村・県は、地域の特性を活かした独自の事業を行うこ

とが難しく、全国同じような事業が主でした。

しかし、国民の価値観が多様化する現在、国から地方に権限を移し、県や町が自主的・自立的に、地域の実情に合った行政を展開できるように制度を変えていこうというのが、地方分権です。町においては、これまで県で行っていた左表の事務が県より移譲され、今後町で事務を執行することとなります。

みんなで進める地方分権



町に移管される主な事務

事務の概要	今までとの変更点	担当課
○犬の登録・鑑札の交付・注射票の交付	●申請窓口が町となり、町の判断で迅速に事務が行われます。	住民課
○浄化槽設置届、浄化槽使用開始報告書等の提出に関する事務	●浄化槽設置届等は町に提出することになります。	住民課
○身体障害児にかかる補装具の交付及び重度心身障害児・知的障害児にかかる日常生活用具の給付等	●申請窓口が町となり、町の判断で迅速に事務が行われます。	保健福祉課
○重度知的障害者にかかる日常生活用具の給付等に関する事務	●申請窓口が町となり、町の判断で迅速に事務が行われます。	保健福祉課
○遊休土地の有効利用に関する事務	●遊休土地の有効活用について、地域の実情が反映されやすくなります。	企画課
○伝統工芸品への指定申し出を受け、通商産業大臣に連進する等の事務	●伝統工芸品の指定申請が町の窓口となります。	企画課
○鳥獣保護及び狩猟に関すること	●有害鳥獣駆除の一部鳥獣飼養、ヤマドリ販売について、これまで県で許可していたものが町となり、迅速に対応できます。	農林課
○害虫等駆除及び予防のため他人の土地への立ち入り許可	●これまで県へ申請していたものが、町になります。	農林課
○屋外広告物の許可等申請に関する事務	●町内に広告物を設置する場合は、申請窓口と許可が町になります。	都市整備課
○優良住宅認定に関する事務	●租税特別措置法に基づく優良住宅認定申請先が面積に関わらず、全て町となります。	都市整備課
○路外駐車場の設置届出に関する事務	●町内に路外駐車場を設置する場合は、申請窓口が町になります。	都市整備課
○都市緑地保全地区内における建築等許可申請に関する事務	●申請窓口が町になります。	都市整備課

★問い合わせ

地方分権全般については総務課庶務係（☎585-2112）まで上記の移管される各事務については、それぞれ担当課まで



地方分権とは

地域のことは、地域自らが決める。

Q「地方分権という言葉を最近よく聞くけど、どういふことなの？どうせ、国と地方のお役所どうしの話だろうから、いまひとつ必要性が感じられないな」

A「自分たちの住んでいる地域のことは、自分たちで決められる仕組みにしていこう、ということよ。いま日本が抱えている色々な問題を解決するためには地方分権を進めることが有効な方法に違いないわ。」



地方分権でどう変わるの

①住民を基本とした行政の実現

町や県の権限が増えることから、行政に住民の皆さんの声を一層反映しやすくなり、皆さんの知恵や創意工夫を活かした地域づくりができるようになります。

②地域の実状にあった行政の実現

町や県が、自ら企画・立案・処理できるようになるので、地域の実状にあったきめ細かい行政サービスが提供できるようになります。

③迅速で効率的な行政の実現

町や県が、自らの判断と責任で事務を行うことができるようになるので、行政の効率化が図られ、住民の要望に素早く、柔軟に対応できるようになります。

新国見町行財政改革大綱の見直し

国による「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」が示されたことを受け、町では新国見町行財政改革大綱（平成8年2月策定）の見直しを行いましたので、その概要をお知らせいたします。

行財政改革の具体的方策

1 事務事業の整理合理化

整理合理化と個別業務の見直しの徹底

2 住民を基本とした開かれた町政の推進

各種委員会・審議会の有効活用。広報活動・町政懇談会の充実。

3 民間活力の活用

民間部門に対する育成及び支援、民間委託の推進。

4 行政サービス向上等の事務の改善

OA化の促進による申請事務手続きの迅速化と簡素化・合理化。情報公開制度の整備。

5 行政情報化の推進

事務の電算化と行政情報化の積極的推進

6 組織機構の簡素合理化

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、既存組織機構の見直し。

7 定員管理及び給与の適正化

類似団体と比較判断での増員の抑制・定員管理の適正化。制度及び条例に基づく適正な給与秩序の維持。

定員管理適正化計画における平成12年度定員は120名とする。

8 職員の能力開発の推進

職員研修の充実強化・自己開発の促進・専門職の確保。

9 財政の健全化

経費全般の徹底的な見直しと予算の厳正な執行。自主財源の確保と自主的かつ計画的な財政構造の改善。

10 公共施設の設置及び管理運営の合理化

有効活用と効率的、効果的な運営。

11 公共工事

適切な設計単価・予定価格の設定等によるコスト縮減。入札・契約手続きの透明性、公平性の確保。

行財政改革の 基本方針

一 地方分権・社会情勢の変化に対応した行財政体制の確立

分権の担い手として、町の体制整備、政策形成、遂行能力、地域の自主性・主体性を高め、簡素で効率的な行財政体制を確立する。

二 住民・民間部門との連携強化の推進

住民・各種団体・民間企業との強固な関係の構築。町内会、文化・体育団体等の育成強化。三 行政と住民・民間団体の責

任領域の明確化

行政が行うべき責任領域・守備範囲と、住民・民間等自らの領域に留意した効率的な行財政運営の推進。

行財政改革の計画

行財政改革の計画期間は、平成十一年度から平成十五年までの五ヶ年とする。

町議会及び機関 団体について

機能に十分留意した自主的な対処。

行政改革推進にむけて

21世紀の到来を目前に控え、少子、高齢化をはじめ、住民の価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。地方分権の推進が実施の段階となり、地方自治は新しい時代を迎えようとしています。

このような状況下で地方公共団体においては、自らの責任において各種情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるように体制の強化が求められ、また、極めて厳しい財政状況のもと財政構造改革を強力に推進することが必要となっています。

国見町においては平成八年に新行財政改革大綱を策定し、改善を図ってきましたが、更に、地方自治の新時代を自ら切り拓き新たな視点に立った一層の行政改革が求められています。このため、進むべき行財政の指針としての「新国見町行財政改革大綱」の見直しを行いました。今後、具体的な取り組み内容を示した実施計画を策定しながら、行財政改革の積極的な推進を図る考えです。

福島県の冬を堪能

大分県国見町から友好の使者



大分県国見町から中学生ら二十三名が二月十日から十三日にかけて、当町を訪れました。県北中生徒との交流や、ホームステイ、スキーなどを通じ、福島県の冬を体験しました。

来町したのは、原昌宏大分県国見中学校長を団長に、同校の先生二名、生徒二十名と引率の先生二名。

早朝出発し、バスと飛行機を乗り継いで来ました。

本町と長崎県、大分県国見町とは平成七年に交流協定を締結し、また、昨年十月に開催された三県サミットでも人的交流の積極化が確認されています。これまで大分県国見町へは、本町からも平成九年八月に県北中の生徒が訪問しています。

一行は、福島県国見町に到着すると、富永町長を訪ね、その後、県北中学校を訪ねし、短時間でしたが、交流会が開かれました。学校紹介、福島の方言を織り交せたクイズの、郷土料理の「いかにんじん」を一緒に作り、また、あんほ柿や豆餅など福島食文化に触れました。

観月台文化センターでの歓迎式では、富永町長が「福島県の風情、景観、人情に触れ合い、真の交流を育んでください」と挨拶、二年前に大分を訪れた鈴木かおりさん（県北中三年）が歓迎の言葉を述べました。国見

私は今回、3泊4日という短い期間でしたが、福島県国見町に研修旅行にいつてきました。そこで、学んだ事は大きく二つありました。まず最初に学んだことは、人の温かさ、やさしさです。私は今回、福島を訪れて、「やっぱり人っていいな」といままでも以上に実感しました。わたしにとってこの研修というのはとても不安なことばかりで「どうやって迎えてくれるのか。ちゃんと国見町の代表として交流できるだろうか…」私はすごく緊張しました。けれどもそんな心配は、一つもありませんでした。福島の方々、ホームステイ先のみなさん、みんな暖かく私たちを迎えてくれたのです。

二つ目に学んだことは、何にでも挑戦する気持ちが大切だということです。以前からこの気持ちをもっと自分自身に言い聞かせながらも、足りないものでもありました。今回福島に行くと、この気持ちが強くなった気がします。特にスキーにはこの気持ちが大切で、また、たくさんの人としゃべったり、いろいろ交流ができたのも、この挑戦する気持ちがあったからで、楽しい日々がすごせたのだと思います。

福島と大分の国見町のみなさんには、本当に感謝しています。これから福島のみなさんとは仲良く、今以上に交流を深めていきたいと思っています。今回、私にとって貴重なこの体験は、ずっと私の中に残っていると思います。本当にいろいろとありがとうございました。また会える日を楽しみにしています。



国見中2年
糸永知世さん

福島県国見町を訪れて学んだこと

2月10日から4日間、大分県国見町の代表者20名は福島県国見町を訪ねました。この旅行の目的は、交流を深めることにあります。同じ町名同士との交流ということで、どちらの国見町からもたくさんの方々の協力を得て、達成することができ、とてもうれしく思います。本当にありがとうございました。僕たち20人は車と飛行機を乗り継いで福島県国見町を訪れました。福島県国見町は、山に囲まれ文化財が多く残る自然にめぐまれているところでした。

僕達は、4日間という短い期間でしたが、全く知らない土地の人達でも自分次第で、すぐに楽しむことができるということから、スキーの滑り方までたくさんの方々のことを学ぶことができました。とくに、こちらではすることがめったにないスキー体験をさせてもらいとても貴重ないい経験になりました。この経験を日常の学校生活にいかし、少しでも多くの人に伝え、役立てていこうと思います。滞在中、僕達は不十分で大変お世話になり、ご迷惑をおかけしましたが、今度は僕達がお世話をする番だと思っています。こちらに着いたら海と山の両方の遊びなどを教え、楽しんでほしいです。本当にこの4日間ありがとうございました。この思いは、一生僕の心の中に残っているでしょう。

福島県国見町での貴重な経験



国見中1年
岐部泰志さん

海の子・山の子交流

静岡の友が来た



小坂小を訪れたのは、西気賀小学校の六年生二十八名と父母などの合わせて二十八名です。西気賀小とは十二年前より交流が始まり、相互に子供たちが行き来するようになって、今回で四度目です。小坂小の六年生は昨年七月に西気賀小を訪問しており、半年振りの再会となります。

二月十日、西気賀小の子供たちは、昼過ぎに国見町に到着、体育館において小坂小全校生が

静岡県細江町・浜名湖畔にある西気賀小学校の子供たちは、二月十日から一泊二日の日程で、小坂小を訪れ、ゲームや雪遊びを通して交流を深めました。

十一日には高湯スキー場にてソリやタイヤチューブで雪遊びを満喫。雪上で遊ぶことの少ない、海辺の西気賀小の子ども達にとって、白銀の世界に大喜びです。



別れを惜しむ、小坂小・西気賀小の児童

二日という限られた時間でしたが、ともに親交を深め、楽しい思い出となりました。別れを惜しみながらも、西気賀小の児童は帰途につきました。

中の原校長や代表の糸永知世さんも交流に向けた抱負を述べました。その後、国見中学の生徒はホームステイ先の家族と対面し、それぞれの家庭へと向かいました。

最終日は文化センターでお別れ会が開かれ、国見中一年幹部泰志さんが「雪の多い国見の思い出ができました」と楽しかった訪問を振り返りました。一行はホームステイ先の家族に見送られながら帰途に向かいました。国見中学の生徒に感想を尋ねると、スキーが面白かったとの答えが多く、手巻き寿司や焼きそば等の食文化の違い、やはり

福島は寒い、との感想が返ってきました。特に、二日間お世話になったホームステイ先では、温かく迎えてもらったことも印象深く、人と人のつながりを痛感したとの答えがありました。町では今後とも、三県国見町の交流を通して、人のつながりを深めながら、真の交流をすすめていく考えです。



スキーに挑戦する国見中の生徒



ホームステイ先の家族と対面



敬老祝金の贈呈を受ける松浦さん

二月十九日本町最高齢の松浦
權治郎さん（右母田西）が九十

白寿を祝い 松浦權治郎さん

九歳の白寿を迎えました。富永町長と佐藤忠美議長が祝いに松浦さん宅を訪れ、町敬老祝金として二十万円と花束を贈りました。松浦さんは明治三十四年石母田に生まれ、現在でも石母田三吉神社の宮司を務められております。富永町長が「健康に気を付け、ますます長生きされますように」と述べると松浦さんもお披露台からの記憶をたどり「だいふ世の中が変わりました」と要領を振り返り、「日々感謝の気持ちで過ごしております」としっかりと口調で答えています。

2月の ガラビア



ふるさと産業おこし運動功労表彰トライアングラー

平成11年度ふくしま・ふるさと産業おこし運動功労者として、国見トライアングルクラブが表彰されました。(財)物産プラザふくしまが、活力ある豊かで住みよい地域社会をめざし、地域・産業おこしに活躍する団体を表彰するもので、2月21日福島市で開催された表彰式では、同クラブ佐藤司会長へ川手晃理事長から表彰状が手渡されました。県下3団体が表彰され、トライアングルクラブの「元氣だせ国見」をスローガンとした、あつかし山ピックアップなどの活動が高く評価されたものです。



新聞ができるまでを教わる藤田小の5年生

移動新聞編集局がやって来た

2月22日、23日の2日にわたり、町内4つの小学校に(株)福島民友新聞社の移動編集局(ニュースカー)がやってきました。「暮らしと情報」について学ぶ小学5年生を対象に、生きた教材ともいえる新聞を教育現場で活用してもらおうと、福島民友社で各学校を巡回しています。いつ、どこで、だれがといった記事のポイントや、取材、校閲、レイアウト作成、印刷などの新聞ができるまでを、紙芝居や実際使われる資材をもとにわかりやすく説明されました。児童からは、「ニュースや事故がないときはどうするのですか?」との質問も。



健康講演会「健康づくりと運動」

二月二十六日、観月台文化センターで「健康づくりと運動」と題して健康講演会が開催されました。講師には公立藤田総合病院整形外科部長で、スポーツドクターでもある堀川哲男先生を迎え、生活習慣病予防・改善には運動が有効、但し、運動を始める前には内科的チェックで安全に行うことが大切、またウォーキングや水泳など有酸素運動が有効とお話がありました。百三十名の参加者も、熱心に聴講されていました。

戸籍事務の コンピューター処理

稼動

正確
かつ
迅速に

三月一日、戸籍事務をコンピューター処理するシステムが稼動しました。これにより、戸籍事務が正確かつ迅速に処理され、窓口での待ち時間短縮など、住民サービスの向上がはかられます。

供用開始に先立ち開催された式典では、テープカットが行われ、富永町長と佐藤忠美議長がコンピューターを稼動、出力された証明書を確認しました。(新たな証明書の様式、名称などは二月号に掲載)

戸籍事務の電算化は県下七番目で、また、昨年二月には住民票と印鑑証明がコンピューター化されており、平成九年度より進めています。行政事務電算化事業も概ね完了しました。これにより、町で発行する、住民に関わり深い証明事務については全て電算処理されたこととなります。



戸籍事務電算システムを稼動する富永町長と佐藤忠美議長

異動のシーズンです。

住所変更の届け出は忘れずに

三月、四月は、転動や就職、入学の季節です。町から転出する方、新たに国見町民となられる方、住所を変更する方も多くいらっしゃいます。異動の時は住所変更の手続きを忘れずに行ってください。

住所を変更したときは役場への届け出が必要です。正しい住所を届けていないと、選挙ができなかつたり、年金や児童手当などの給付を受けられなくなつたり、さらに入学や健康診断などにまで影響が出てきます。



限内に住民課戸籍住民係で手続きをしてください。また、この時期は窓口が混みあうことが多いので、時間に余裕を持っておいでください。なお、戸籍の届け出(出生、死亡、婚姻、離婚など)は、土・日曜日や祝日も、日直の職員が受け付けています。

他の手続きも忘れずに

住所が変わると、住所変更届以外にも、上水道、医療保険、年金、納税などの手続きも必要です。下の問い合わせを参考に早めに手続きをしてください。なお、印鑑や保険証、年金手帳、身体障害者手帳など、必要なも

主な届け出と必要なもの

- 転入届 (14日以内に)
印鑑 前住所地で発行する転出証明書 年金手帳
小中学生がいる場合は在学証明書
- 転出届 (転出前に)
印鑑 年金手帳 国民健康保険証(加入者のみ)
老人医療受給者証(受給者のみ) 印鑑登録証(登録者のみ)
- 転居届 (14日以内に)
印鑑 年金手帳 国民健康保険証(加入者のみ)

のをあらかじめ電話で確認した上でおいでになります。また、電気や続きができます。また、一度に電話、ガス会社への連絡も忘れずに!

★問い合わせ
住民課 戸籍住民係
☎(585)2115

手続きの問い合わせ先

- 戸籍 住民票 印鑑登録 住民異動届 ごみ収集
し尿くみ取り 国民年金 …… 住民課 ☎(585)2115
- 障害者福祉 老人福祉 生活保護 児童手当 保育所
国民健康保険 老人医療 乳児医療 予防接種
母子手帳 健康診断 介護保険など …… 保健福祉課 ☎(585)2793
- 納税関係 …… 税務課 ☎(585)2778
- 上下水道 …… 水道課 ☎(585)2997
- 下水道 …… 都市整備課 ☎(585)2984
- 小中学校への転校 …… 学校教育課 ☎(585)2892



保健だより

保健福祉課 保健増進係 ☎(585)2783

★と き と ころ

- 4月4日(火) 国見町観月台文化センター
- 4月5日(水) 森江野町民センター
- 4月6日(木) 大木戸ふれあいセンター
- 4月7日(金) 東部高齢者等活性化センター
- 4月8日(土) 国見町観月台文化センター

*多くの方に受診していただくため、今回は第二土曜日を設定しましたのでご利用下さい。

★受付時間

午前8時20分～午前9時30分

★料 金

600円 (国民健康保険に加入されている方は無料となりますので、保険証を持参してください。また、昭和6年4月1日以前生まれの方「70歳以上」、住民税非課税世帯、生活保護世帯の方も無料となりますので、受付に申し出てください。)

★対象者

昭和36年4月1日以前に生まれの方に限ります。

★申し込み

健康管理世帯調査台帳で申し込みをしております。

*** 乳 児 健 診 ***

該 当 乳 児	実 施 日	受 付 時 間	会 場
・ 3か月児 (平成12年1月生まれ) ・ 9か月児 (平成11年7月生まれ)	5月11日(木)	午後1時30分～午後2時	観月台文化センター 第1和室

《健診内容》

- ☆医師の指導、身長・体重測定、調乳、離乳、予防接種などについて
- ☆母子手帳を忘れずに!

*** 3 歳 児 健 診 ***

該 当 幼 児	実 施 日	受 付 時 間	会 場
平成8年11月～ 平成9年1月生まれの幼児	5月30日(火)	午後1時15分～午後1時45分	観月台文化センター 大研修室

《おかあさんへ》

- ☆内科と歯科の医師の診察、生活保健指導、視力・聴力検査を実施します。
- ☆母子手帳を忘れずに! 該当者には後日健診票等を郵送します。

☆ポリオ集団予防接種について

平成12年度の予定は下記のとおりです。

実 施 日	地 区 名	会 場	時 間	注 意 す る こ と
7月6日(木)	藤田地区	観月台文化 センター 体 育 館	午後1時30分 から 午後2時 まで受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6週間以上の間隔で2回投与 ・ 実施日に満3カ月～90月までの1回もしくは2回未投与の乳幼児が対象です ・ ポリオの予防接種予診票を記入し、母子健康手帳と一緒に持ちください
7月7日(金)	上記以外の地区			
10月5日(木)	藤田地区			
10月6日(金)	上記以外の地区			

世界結核デー

3月24日

結核は、決して昔の病気ではありません。いま、全世界で年間約800万人が発病しており、わが国においても平成9年には4万2千人が新たに罹り、実に38年ぶりに前年を上回り、「結核非常事態宣言」が出されている現状です。

その傾向としては、高齢の患者が多いことです。かつて、結核が蔓延した頃、多くの方が感染し、体に菌を持っています。加齢とともに体の抵抗力がなくなり再び発病するケースで、結核の「再燃」と言われています。大切なことは、その予防であり地域、職場で行う結核検診を年に1度は必ず受診して、早期発見、早期治療をすることです。



チャイルドシートを無料でお貸しします。

4月1日から、6歳未満の幼児にチャイルドシートが義務化されるのにもない、町では乳幼児を養育するひとり親等の方などへ、チャイルドシートを貸し出します。

乳幼児の身体・生命を交通安全から守るとともに、同乗させる保護者ドライバーの安全確保を目指したもので、チャイルドシートの着用推進、交通安全思想の普及、啓蒙を図ることを目的としています。

●国見町チャイルドシート貸出について

貸出対象者：国見町に居住する乳幼児を養育するひとり親等の方などで、町県民税の非課税、もしくは均等割のみ課税世帯。

貸出し台数：1世帯あたり1台。

幼児用シート（4ヵ月～4歳頃使用タイプ）

貸出申込：希望者は役場住民課へ申請ください。

その他：申し込み時の添付書類や貸出期間、返却条件など、詳しくは下記へお問い合わせください。



幼児用シート
(4ヵ月～4歳)

*役場住民課生活環境係 ☎585-2116

チャイルドシートの着用義務化

平成12年4月1日から、道路交通法が一部改正され、チャイルドシートの着用が義務化されます。自動車の運転者はチャイルドシートを使用しない6歳未満の幼児を同乗させてはならないこととされ、違反者には基礎

点数1点が付されることとなります。「万一の事故から子供を守るチャイルドシート」正しい着用でしっかり座らせることが、大人の役割であり、親の愛情といえます。



乳児用(0～12ヵ月程度)



学童用(4～10歳程度)



幼児用4ヵ月～4歳程度)

※適用年齢は、あくまで目安で、子どもの体格や服装によつて異なります。

道路交通法一部改正概要

(2000年4月1日より施行)

- 規制対象
自動車の運転者が「6歳未満の幼児」を乗車させて運転する場合
- 違反への措置
罰金、反則金はないが、反則点数1点となる
- 除外規定
①疾病、障害の療養、身体的理由により使用が適当でない場合、適切に使用できない場合
②固定できるチャイルドシートの数を超えた幼児を乗車させたとき
③構造上、チャイルドシートを固定することができない座席に幼児を乗せるとき
④運転者以外の者が授乳など日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させたとき
⑤乗合バスまたはタクシーの運転手が旅客である幼児を乗せるとき
⑥応急の救済のため、医療機関などへ緊急搬送するとき



ほ
ら
か
く
せ
酒
税
官
く
る
ぞ
き
密
造
酒

くにみの 民話かるた

これは森山のお年寄り達から聞いた話

●少しむかしまではこの家でもお酒は自分の家で作ったそう、いわゆるどぶろく。しかしこれは明治十九年迄のことで、これ以降は醸造元だけがお酒を作ることができ、清酒は国税の財源として何と全体の二割から三割を占めたといえます。つまり密造は国税の大敵、見つかりたいへん重い罰金を課せられたそうです。

●しかしどぶろくは先祖代々伝えられた楽しみ、冬の寒さしぎに、慰めにもなくてはならぬもの。まして清酒は高くてそうそう買えるものではなかったそうです。

●うで、こっそりどぶろくの家でも作っていたのだそうです。しかし、恐いのは酒税官、時ならぬ時に来て家の内外裏表捜し廻り摘発にかかるというわけ。人々は万が一に備えて隠す所に知恵を絞る、畑の隅に穴を作ったり、トタンで囲って細工をしていふふりをしたり、酒税官が来たとなれば風のように情報が行き、誰かが役人に「だらだら話しかけ時間を稼いでいる間に何と隠した、或いは時間がなくて裏の溜池に投げたけれど桶に飯粒がついていて見つかったとか。面白い話がたくさん伝わっています。隔世の感がしますね。

インフォメーション

募集

いきいき 高齢者募集

総務庁ではエイジレス・ライフ（年齢にとられず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る）を實踐している高齢者、地域で社会参加活動を積極的にを行っている高齢者のグループを募集しています。

既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする世代の方へ、高齢期における生活の参考としてもらうた

めに、これら活動事の紹介を行います。

募集締め切りは、三月三十一日です。詳細については、次までお問い合わせください。

★問い合わせ

保健福祉課 福祉係

☎(585)2793

福島県障害者総合 体育大会の参加者募集

六月三、四、十、十一日の四日間、郡山市開成山陸上競技場において第三十八回福島県障害者総合体育大会が開催されます。身体障害者部門、知的障害者部門計二十二種目が予定されており、現在参加者を募集し

ています。募集締め切りは三月二十四日です。詳細については、保健福祉課福祉係までお問い合わせください。

★問い合わせ

保健福祉課 福祉係

☎(585)2793

女性のための 簿記講習会

再就職を希望する女性を対象に簿記講習会を開催します。受講により再就職にお役立て下さい。

▼内容：日商簿記三級検定合格を目指す▼期間・時間：四月十二日から六月六日までの毎週火・水・金曜日の全二日 午前十時から午後三時三十分まで

▼場所：県女性就業援助センター（県庁東分庁舎）▼定員：二十人（全期間出席できる方）▼受講料：無料（教材費は自己負担）▼申込方法：三月二十二日と二十三日（午前十時から午後四時までの間）、女性就業援助センターで直接受け付けます。

★問い合わせ

県女性就業援助センター

☎(521)7740

県北の魅力を実感！ ふるさと百景バスツアー



県北の17市町村で構成する「ふくしま拠点まちづくり協議会」では県北地方の良さをあらためて見つめようと「ふるさと百景バスツアー」が行なわれます。県北地方の名所、旧跡等の探訪です。

- ▶開催日…6月4日（日）
- ▶コース…道の駅安達→安達ヶ原ふるさと村→安達太良山（ Gondola乗車）→県民の森→蛇の鼻遊楽園→岩角山岩角寺
- ▶集合場所、時間等については、抽選結果とあわせてご連絡いたします。
- ▶参加資格…県北地域に住んでいる方。小学生については保護者同伴
- ▶募集定員…315名（参加者多数の場合は抽選）
- ▶参加費…大人1,500円、子供1,000円（昼食代及び保険料等）
- ▶応募方法…往復はがき（1枚で2名まで応募できます）
- ▶応募先…〒960-8601福島市五老内町31福島市役所内福島地方広域行政事務組合バスツアー係
- ▶応募締切…5月10日（水）必着
- ※抽選結果は5月19日ごろにお知らせします。
- ▶問い合わせ…国見町企画商工課（585-2927）又は福島地方広域行政事務組合（521-8312）

西分署だより

高齢者を火災から守りましょう

今年に入って、県内では一月末の一月月間、百五件の火災があり、十五名が犠牲となっております。これは前年より死者が十名増加となっております。例年にならない憂慮すべき状況です。また、そのうちの六名が高齢者であり、複数の死者を出す火災が三件発生しています。防火啓発活動で高齢者世帯を訪問して感じたことを掲げてみると、

- 一 建物の周辺、室内等に新聞や雑誌等、燃えやすいものが散乱している。
 - 二 廊下や室内に非難の障害となる物が置いてある。
 - 三 ストリップの上に洗濯物が干してある。
 - 四 ストリップがカーテンや壁襖等のすぐ側に置かれている。
 - 五 灰皿に、吸い殻がいつぱい入ったままになっている。
- このように高齢者の方には、火に対して「油断」「無意識」「無頓着」な態度が見受けられました。安全に生活するため、もう一度身の回りを点検してはかがでしょうか。また、近所の方が気をつけてあげるなど、地域の皆さんが力を合わせて火災から守ってあげましょう。

伊達地方消防組合西分署

☎(585)3190

お知らせ

事業主の皆さんへ

労働保険の年度更新

平成二十年度の労働保険の年度更新をする時期が参りました。四月初めに福島労働局から送付される申告書と記入要領をよくお読みいただいて、五月二十二日までに、最寄の銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において手続きをされるようお願いいたします。

★問い合わせ

福島労働局総務部労働保険徴収室

☎(536)4607

入学おめでとう

平成12年度小学校新入学児童者名

(※敬称略)

- 藤田小 (58名)
 - 清水翔太 黒田深歌 佐藤宏美 赤井畑杏子 羽根隆行
 - 大勝智香 安達裕人 菅野瑞樹 山田美穂 穴戸可那子
 - 畑美沙紀 栗原航 玉手茜 斎藤千尋 小林葉月
 - 渡部幹也 佐藤大吾 浦倉剛 遠藤大輝 舟根環架奈
 - 蓮澤智哉 佐藤裕香 内村寛 古川雅孝 山田亮介
 - 菊地正平 一條文弥 高橋綾 佐藤萌 藤田彩乃
 - 阿部智大 後藤尚宏 高橋隼 高橋穂穂 菊地伸弥
 - 瀬戸翔太 高橋麗 高橋大悟 大久寿寿美 志村慧介
 - 八島千明 高橋洋人 山口梨菜 佐々木孝枝 石田一樹
 - 高野萌々子 五十嵐康 本多直哉 古山真依 石橋美波
 - 本間 隼 佐藤哲也 本多直哉 菊地由紀 丹治彩奈
 - 小西穂志郎 岩崎初音 大槻南人
- 小坂小 (14名)
 - 齋藤 渉 後藤美津妃 佐藤 廣 小坂諭美 山田聖哉
 - 紺野智緒美 目黒美里 佐藤加奈 菊地美月 紺野柚美
 - 阿部春広 遠藤香織 山田夕理香 赤坂奈津美
- 森江野小 (9名)
 - 穴戸美穂 穴戸大聖 佐久間直幸 樋口 竣 齋藤 奨
 - 川久保晴菜 寺島明宏 吉田里奈 佐藤大樹
- 大木戸小 (13名)
 - 佐藤由紀 遠藤沙緒梨 星野史賢 濑谷健司 後藤由依
 - 志村侑亮 阿部拓哉 阿部和弥 松浦里奈 村上美穂
 - 松浦真由美 村上奈生 齋藤佑美
- 枝枝小 (7名)
 - 佐藤勇輝 松浦達哉 佐藤千紘 鈴木雄磨 児玉祐樹
 - 鈴木友也 木村 翼

★問い合わせ 国見町教育委員会 ☎585-2892

自動車の登録

(移転・変更・抹消) はお済みですか

自動車税は、毎年四月一日現在で自動車を所有している方(割賦購入の場合も使用者)に課税されます。例年、持っていない車の納税通知書がきたり、「納税通知書がない」等の多くのトラブルが発生しています。納税通知書が間違いないく届くように、自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したり、譲り受けたりするときや、住所が変わったときは、お早めに陸運支局で登録の手続きを済ませましょう。

たときは、お早めに陸運支局で登録の手続きを済ませましょう。

★問い合わせ
東北地方振興局農務部
☎(52)7632

農業者年金現況届は六月に変わります

農業者年金(経営移譲年金と農業者老齢年金)の現況届は例年三月に行われておりましたが、今年から六月に変更されます。さらに住民窓口での生証明は不要となりますので、届書に本人自ら署名(本人が署名できない場合は代理人)

し農業委員会へ六月三十日まで直接提出してください。現況届は五月末までに農業者年金基金から受給者のみなさんへ直接送付されることになっております。

★問い合わせ
国見町農業委員会
☎(585)2890

福祉定期預貯金

定期預貯金等の特例措置を存じですか? 児童扶養手当が特別児童扶養手当を受給されている方は、一般の定期預貯金金利よりも優遇されている定期預金を利用することができます。

固定資産課税台帳 縦覧期間の延期・納期の変更

地方税法の一部改正が予定されているため、平成12年度固定資産課税台帳の縦覧期間の延期と平成12年度固定資産税第1期分の納期を次のとおり変更します。

- 固定資産税台帳の縦覧期間 (従来の3月1日から3月20日までを)
 - 4月1日から4月20日までの期間に延長
 - 土曜日・日曜日を除く
- 縦覧期間
午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧場所
国見町役場 税務課
- 固定資産税第一期分の納期 (従来の4月17日から4月30日までを)
 - 5月18日から5月31日までの期間に変更

★問い合わせ
国見町役場税務課 固定資産係
☎585-2779

4月の心配ごと相談

- 5日(火) 高藤 光夫さん
- 14日(金) 松浦 輝夫さん
- 25日(火) 野村 トモさん
- 佐野やへ子さん
- 場所 役場(2階)相談室
- 時間 午前9時~正午

★問い合わせ
役場保健福祉課福祉係
☎(585)2793 又は
金融機関及び郵便局

人口と世帯

人口2月1日現在
男 5,432人(-8)
女 5,853人(-10)
計 11,285人(-18)

出生 5人 死亡 15人
転入 9人 転出 17人

世帯 3,147世帯(-1)

ひとり親等家庭医療費助成について

従来の母子家庭医療費助成事業が4月1日から父子家庭にも対象範囲が拡大され、「ひとり親等家庭医療費助成事業」になります。したがって、母子及び父子の医療費の助成が受けられるようになります。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には所得制限により医療費助成は受けられません。

★問い合わせ 保健福祉課 ☎585-2793

結婚おめでとう

- 村上祐市さん・鄭福順さん(貞田)
- 小林正之さん・時田さおりさん(耕谷)
- 佐藤滋さん・安齋真理子さん(石母田)
- 佐藤徳昭さん・佐藤久美子さん(泉田)
- 佐藤代室さん・永澤春菜さん(泉田)
- 長谷川泰弘さん・加藤美登里さん(泉田)

誕生おめでとう

- お子さん 保護者
- 古山歩希さん 和也さん 恵さん (貞田)
- 大内瑞穂さん 智さん (第12)
- 菊地悠太さん 大さん 啓さん (有田東)
- 神威さん 孝明さん 明美さん 駅前
- 黒田 長明さん (泉田下)
- 三浦清次郎さん (泉田下)
- 徳江 八ナさん (宮町)
- 阿部 弘さん (大木戸)
- 菅野 トヨさん (山崎小倉)
- 玉手 詩朗さん (中田)
- 松崎 弘明さん (大町北)
- 中野ヨシさん (鶴町)
- 高橋 忠市さん (小坂)
- 野村 雄二さん (板橋)
- 渡邊 正美さん (板橋)
- 小西 富治さん (泉田下)
- 菅野 ナカさん (大町北)
- 安我 留作さん (内谷東)
- 八巻 志遠さん (宮町北)



今年も楽しく

生涯学習 つうしん



国見町教育委員会生涯学習課
(観月台文化センター)
☎(585)2676 FAX(585)2707

平成十一年度阿津賀志学級閉講式並びに交通安全大学修了式は二月二十九日、観月台文化センターに、来賓に佐藤雄美国見町議会議長、佐藤照雄桑折警察署長を迎え、富永武夫国見町長、齋藤久国見町教育委員会教育長、学級生百五十余名の出席のもと、厳粛のうちにも和やかに、挙行されました。

式は、富永町長の心温まる慰労と励ましの挨拶に始まり、担

阿津賀志学級

当からの学級年間学習活動実施報告、公民館長から全体学習の皆勤賞(二十六名・精勤賞(二十二名)の授与が行われました。また、町長からは交通安全大学終了証(百十八名)の授与があり、交通安全の絶無を誓い合いました。

祝辞に佐藤議長から激励の言葉を、佐藤署長から管内の交通事故・犯罪の現況等を柱として解説と指導があり、安藤政治学級委員長から謝辞を述べ、一年間学習集った達成感のうちに閉式しました。特別公演には、国見町交通安全母の会(劇団ボングリ)が「お茶の間劇場」を上演。交通安全事故防止と防犯に対しての啓蒙劇を楽しい雰囲気で見ることができ、大変有意義でした。



少年仲間づくり教室

昨年五月に開講した少年仲間づくり教室の閉講式が、二月二十六日に観月台文化センターで行われ、教室生四十五人が出席しました。

閉講式に先立ち、料理教室を行い、子どもたちはマフィンづくりに挑戦しました。六班に分かれての実習で、初めての人がほとんどでしたが、各班とも互いに協力し合い、上手にできあがりました。

閉講式では、七人に皆勤賞を授与し、「少年仲間づくり教室に参加して」という題で、藤田小学校六年の東海林悟君と阿部美佳さんが感想を述べ、一年を振り返りました。



新しい本が届きました

文化センター図書室

【一般図書】

- マロニエの花が言った (清岡卓行)
- 十四歳の漂流 (薄井ゆうじ)
- 暗殺者 (中野孝次)
- 昭和少年図鑑 (藤岸達也)
- 道 (宮内庁)
- 三遊亭朝朗の明治 (矢野誠一)
- 日用品の文化史 (柏木博)

- ゆめはるか吉原信子 (田辺聖子)
- 人にやさしい道員 (共同通信社)
- 今日も映画日和 (和田誠)

【児童図書】

- とがり山のぼうけん1~8(いわむらかずお)
- ぼくとポチのおかしな12人のともだち (きたやまようこ)
- ペベとチッチ (わたむつこ)

- 蒙古の波 (齊藤洋)
- うちゅうのはて (長崎夏海)
- 鏡 (角野栄子他)
- 古い図書カード (ジェリー・スピネリ)
- サスチメリーメリー (ジョン・ロビンソン)
- モンスーン (クラウス・コルドン)
- ポビー (アヴィ)

成人学級

楽しく、賢く、心豊かに、個性的に生きるための生き方を身につけるのが生涯学習であること定義づけ、そのためには、仲間づくりをしなが、楽しく、進んで、高めるをモットーに学習会を行ってきましたが、二月二十五日の閉講式をもって平成十一年度を終了しました。

本年度実施した主な学習は、昨年度に引き続きの第三回文章教室、介護保険制度の学習、旅行の楽しみ方のポイントの話、見学学習としては、思い出の修学旅行と題しての松島方面と秋の会津路を走るトロッコ列車の旅を実施しました。

また、一年の計を語る会では十二年度の学習内容について話し合い、そば打ち体験、時事講演会、短歌・俳句・川柳教室等を学習したいという声がありました。受講者参画型のプログラムを組むという点からも実現したいと考えております。

くく女性教室

十二回の学習会の平均出席率は五十五%であり、何かと重なるなか出席頂いたことはモットーの一つである「進んで」の現われではないかと考えています。ただ、男性の方の参加が少なかったのが今年度も残念でした。

昨年五月に開講したくく女性性教室は、十七回の全体学習と阿津賀志学級、成人学級と合同グループ学習のスポーツ民踊を終え、二月十六日に閉講式を行いました。



閉講式に先立ち、今年度最後の学習を行いました。保原町円福寺住職の石井祐聖さんを講師に迎え「心の健康」についてお話をさせていただきました。自作の童話「トマトとじやがいも」の話をとおして、とかく、私たちは回りの人たちに左右されがちな自分の心をじっくり見つめる時間がない。もつと自分自身を見つめる時間を持つ。相手はプラスの気持ちで見ることが、心の健康につながるというお話をいただきました。

次年度も学習内容を十分考慮して、皆さんの要望を生かした学習計画を立て、実施したくく考えています。

保育ボランティア募集 ～子育て教室～



公民館では、幼児期の家庭教育の大切さを重視し、その心構えや知識、技術などを学習するために、1歳から3歳までのお子さんを持つお母さんや祖父母を対象に、「子育て教室」を開いています。

この子育て教室のお母さんたちが学習している間、子どもたちのお世話をさせていただく「保育ボランティア」を募集しています。園児町の次代を担う子どもたちのすこやかな成長を願って、12年度もたくさんの保育ボランティアをお願いしたいと思います。昨年は、22人の保育ボランティアのみなさんにお手伝いをいただき、とても助かりました。お手伝いいただける方、ご協力をお願いします。

★問い合わせ
教育委員会 生涯学習課 ☎(585)2676

盤上に熱戦を展開



第八回町長杯囲碁、将棋大会は二月六日、観月台文化センターで開かれました。この大会は、町内の囲碁と将棋を愛好する人を対象に毎年開かれているもので、今年度は囲碁の部に十六人、将棋の部に二十八人が参加し、それぞれA級とB級に分かれて対局しました。

参加したみなさんは、和気あいあいとした雰囲気の中にも、盤上を見つめながら、激しい攻防を繰り広げました。今回は、囲碁の部では奥山健一さんが、将棋の部は大野重好さんが町長杯を手に入れました。



新 型パソコン導入 県北中

町内の小中学校では高度情報化社会に対応するため、パソコンを授業に取り入れています。このほど県北中のパソコンが更新され、最新機が配備されました。これまで20台が設置されていましたが、40台設置されたことにより、一人に1台使用可能となり、めざましいOA機器の進歩と、インターネットや各種ソフトウェアに対応した、情報学習活動の充実が図られます。



高 齢者を火事から守れ



町では、一人暮らし高齢者を火事から守るため、73世帯に自動消火器を配備しました。これは台所など火災の発生しやすい場所の天井に設置し、室温が異常に高温になると消化液が噴出する仕組みで、初期消火には大きな威力を発揮します。3月6日に大友カネ(前田)さん宅を富永町長が訪れ、高橋力消防団長立会いのもと、自動消火器の贈呈、設置が行われました。

聴 衆を魅了! 町芸術文化事業



笑点でおなじみの林家こん平さんの寄席が2月20日親月台文化センターで開催され、軽快な話芸に会場を笑いの渦に巻き込みました。このほか三増紋之助さんの独奏の曲芸や、林家すい平、林家はなぶきさんらが出演しました。また、2月27日には藤村佑子ピアノリサイタルが開催され、アンコール2曲を含む9曲を披露、華面に奏でられるピアノの調に、詰の掛けした聴衆を魅了しました。

介 護保険を学ぶ 町婦人会



国見町婦人会連絡協議会(松浦サト子会長)は3月1日、親月台文化センターにおいて、介護保険をはじめとする研修会を開催しました。富永町長を講師に「町政と介護保険制度について」と題し、町政全般から介護保険制度、12年度から計画されている町保健福祉事業について、説明を受けました。4月から新たに導入される制度であり、女性として大きく関わる問題だけに、会員の関心も高く、真剣に聞き入っていました。

編集・発行/国見町 総務課

〒969-1792

福島県伊達郡国見町

大字藤田字一丁目二の1

☎ 024-585-2111

FAX 024-585-2181

「児童士達文庫」にみ 第32号から

働きの日めくりカレンダー

日めくりカレンダー

いろいろな人にめくられる

明日はだれがめくられるのだろう

わたしはめくった

今日は

おかあさんがめくった

きのうは

日めくりカレンダー

毎日毎日めくられる

藤田小五年小倉 翔

休みのない

日めくりカレンダー

休みのない

休みのない